

## 事業展開等リスクリング支援コース（ドローン編）まとめ

◎この助成金は令和8年度までの期間限定。事業主様、訓練機関様、労働局、3者にとって Win Win Win の関係。みんな促進したいという認識。臆せず、誠実に ジャンジャン使って頂きたい。

### ① 人開金の基本 ⇒ （パンフレット3ページの □ 項目+α）

1. 助成金を受給しようとする者は雇用保険の適用事業所の事業主であること
2. 訓練受講対象者は、雇用保険の被保険者であること
3. 職業能力開発推進者を選任。事業内職業能力開発計画を策定。労働者に周知していること
4. 訓練は業務命令で、所定労働時間に行われるものであること
5. 訓練開始日の1か月前までに計画届を労働局（宮崎県は助成金センター）に提出すること
6. 事業主は訓練期間中も対象労働者に適正に賃金を支払うこと
7. 事業主は支給申請日までに訓練経費を全額負担すること
8. 対象労働者の職務に直接関連する訓練であること
9. 訓練時間数が10時間以上のOFF-JT訓練であること
10. 事業展開もしくは DX、GX等に伴う訓練であること
11. 助成額は経費助成が75%。賃金助成は@960円×訓練時間（中小企業様）
12. 訓練の場所と時間が明記されたカリキュラムを計画時事前に提出。変更がある場合は変更前に変更届必要

## ② 特にドローンに関連すること

○民間資格も国家資格も助成の対象。違いは国家資格は海事協会で行う学科試験の受験料も助成対象となること。その学科試験についての注意ポイント

- ①日程の確定と申立書
- ②受験料の個人払いの可能性と事業主が全額支払うための対応
- ③不合格の場合、受験料は1回限り助成対象
- ④支給申請日は受験日の翌日から2か月以内の申請期限
- ⑤受講人数と別々の計画届提出

○eラーニングと通学の組合せ訓練はeラーニング、通学それぞれの要件を満たす必要有

- ①訓練開始日
- ②計画時のLMSの記載と 支給申請時LMS書類
- ③受講場所。自宅の場合テレワーク勤務制度
- ④訓練時間は標準学習時間。 所定労働時間

○カリキュラムはとても重要

- ①国土交通省への提出のものではなく、実際に行うカリキュラムが必要
- ②お昼の休憩は対象外だが10分程度の休憩は1日60分までOK
- ③検定の時間は（複数人の訓練等での待ち時間を考慮）一律1時間で計算予定
- ④こっちかどっちかという計画は×。どちらかに決めて違った場合は事前の変更届
- ⑤天候によるカリキュラム変更は事後1週間以内の変更届でOK
- ⑥国家資格の学科試験日の変更は事前の申立書提出で支給申請迄の変更届でOK